

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除制度は、令和9年3月31日までの時限的な措置であるが、観光業、農林業、建設業など道路を使用しない機械燃料の軽油については、申請によって課税が免除され、これまで様々な産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、本市の冬季における産業の重要な柱であるスキー・スノーボード等の観光業においては、スキー場ゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油がこの課税免除制度の対象となっているが、人口減少や趣味の多様化に起因したスキーヤーやスノーボーダーの減少による厳しい経営状況の中にあつては、安全・安心かつ快適なゲレンデ環境を提供するための必要不可欠な措置である。

また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能をもつ森林の管理を担う林業においては、施業管理に必要な重機等に使う軽油も免税対象となっている。そのほか、農業や木材加工業などにおいても課税免除制度が活用されてきたところである。

今後、この課税免除制度が廃止された場合、本市のような中山間地域の産業の柱であるスキー・スノーボード等の冬季観光業や農林業などの経営に大きな負担増を強いられ、地域経済に計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、現行の軽油引取税の課税免除制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月26日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
衆議院議長 参議院議長